

3 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 山形市松波二丁目8番1号

① 届出者 名称 山形県庁株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎 印

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	山形県庁株式会社 松波事業所	*整理 番号	
工場又は事業場の所在地	山形市松波二丁目8番1号	*受理 年月日	
② 特定施設の種類の	66号 電気めっき施設 (施設番号3)	*備考	
③ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別添図面のとおり		
④ 使用廃止の年月日	平成24年3月10日		
⑤ 使用廃止の理由	老朽化のため		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

2 *印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

- ・既に届け出た特定施設等の使用を廃止した場合に届け出る。
- ・廃止した日から30日以内に届け出ること。
- ・有害物質使用特定施設を廃止した場合、土壤汚染対策法の対象となるので注意すること。

① 届出者

(1)氏名等

- ・個人の場合は、個人の氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合は、名称、代表者氏名を記入し、押印すること。

(2)押印の省略

本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

② 特定施設の種類の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号、特定施設の名称及び事業場における施設番号を記載すること。

水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

③ 特定施設等の設置場所

「所在地に同じ」等の記載方法でよい。

④ 使用廃止の年月日

届出日から30日以内であることを確認すること。

⑤ 廃止の理由

廃止の理由を具体的に記入すること。